

宇多津町監査委員公表第 1 号

令和6年2月15日付で提出された住民監査請求について、監査結果を別紙の通り公表する。

令和6年3月25日

宇多津町監査委員 中村 洋二郎
同 西本 祐子

監査決定書

第1 監査の請求

1. 請求人

- (1) 住所 宇多津町
- (2) 氏名 略

2. 請求年月日

令和6年2月15日

3. 請求の要旨

(以下、令和6年2月15日付で提出された住民監査請求書の原文の内容に即して記載する。)

宇多津町福祉タクシー助成事業実施要綱（以下「要綱」という。）は、国の施策として平成の大合併で市町村が統合され行政改革が行われた。結果として社会情勢の変化に伴い、町民からの要請もあり「交通手段を持たない者」に限り交付された。

その後、長期間の医療行為を伴う者に限り、町長の裁量として改訂された。令和2年の本会議でA議員から、「交通手段を持っている人にもタクシー券を交付してはどうか」の要綱の第1条の目的外となる提案がなされ、町長は「議員各位が賛成すれば」としてすんなり要綱を改訂した。

この行為は不当な行為で多額の公金を支出する事となる。

この指摘に対し、町長の答は「多くの議員が賛成したから」と全く説明にならない回答。

議長は「個人との相談は会えない」と拒否。宇多津町議会基本条例に違反する稚拙な態度で議会活動を行い議員をまとめている。

損害賠償として、町長に35万円、議長は35万円をそれぞれに返還を求める。算定にあたっては社会福祉課のご協力を得て算定。

不当な交付者数は令和3年度、4年度、5年度、また使用率を参考として直近1年間を推定し、私が判断したものです。交付数100人・使用率60%

タクシー券12,000円/1年

事実を証する書類として、有識者からの聞き取り、福祉タクシー助成券交付者数、宇多津町福祉タクシー助成事業実施要綱（改正前後3種類）、宇多津町議会だよりNo.76の写（抜粋）が添付されている。

第2 監査委員の判断

1. 主 文

本件請求を却下する。

2. 理 由

本件請求に対し、要件審査を実施し、令和6年2月22日付文書において、請求人に対し、補正期限を令和6年3月5日とし、請求書の補正依頼を実施した。補正依頼の内容は下記のとおりである。

(1) 請求対象となる公金の支出の特定について

本件請求において、監査の対象とする公金の支出について、その行為を個別具体的に記載することを求めた。

(2) 公金の支出が違法・不当とする理由について

本件請求において、「議員からの提案、議員各位の賛成で要綱改正したことが不当な行為」とされているが、不当な理由が具体的に摘示されていないため、不当性を摘示することを求めた。

上記補正を依頼したところ、請求人より、補正指示を受けた内容については請求書に記載してあるとして補正しない旨の返答があった。

住民監査請求が執行機関、職員の非違の防止、是正の措置を監査委員に請求する権能を住民に与えた制度であることを鑑みれば、対象とする財務会計上の行為を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為を他の事項から区別して特定して認識できるよう個別的具体的に摘示することを要すると解するのが相当である。(最高裁平成2年6月5日判決)

本件請求についてみると、監査請求の対象となる公金の支出については、添付資料に町保健福祉課が作成した福祉タクシー助成券交付者数の表が添付されており、令和3年度、令和4年度の支出額が記載されていることから、このすべてを対象としているものと推定されるが、本件の監査請求の対象とする財務会計行為が特定されているとは言えない。

また、地方自治法（以下「法」という。）第242条第2項において、「監査請求は当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されている。

「正当な理由があるとき」については、「当該地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができた」と解される時から相当な期間内に監査請求をした場合に、「正当な理由がある」と解されている。(最高裁平成14年9月12日判決) 本件請求に係る財務会計行為は、宇多津町情報公開制度により請求人が容易に内容を知ることができるものである。よって、本件請求は請求期間を経過した不適法な請求であると言わざるを得ない。

次に、違法・不当とする理由について、本件請求書による記載は、議員からの提案、議員各位の賛成で要綱を改正したことが不当な行為とされているが、その行為が不当である客観的な理由や根拠についての記述がなく、事実証明書にも同様の記述はない。したがって、本件請求書の記載は、請求人の主観的見解、考えを述べたも

のであり、添付されている事実証明書にも措置を求めている行為の不当性を個別的・具体的に摘示しているものとは認められず、不適法と言わざるを得ない。

したがって、本件請求は法第 242 条に定める所定の要件を欠いており、監査委員の合議により、主文のとおり却下を決定する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

宇多津町監査委員 中村 洋二郎

同 西本 祐子